

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和5年8月3日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 2300164 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 2300030 号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成21年12月17日は18万円、平成22年8月10日は20万円に訂正することが必要である。

平成21年12月17日及び平成22年8月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成21年12月17日及び平成22年8月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和61年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成21年12月17日
② 平成22年8月10日

請求期間においてA社に勤務し賞与を支給されたが、年金記録を確認したところ、請求期間に係る標準賞与額の記録がない。賞与が振り込まれた金融機関口座の通帳を提出するので、当該期間について記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、請求者から提出された預金通帳の写し及びA社の同僚から提出された賞与明細書から判断すると、請求者は請求期間①に18万円、請求期間②に20万円の標準賞与額に見合う賞与が支給され、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成21年12月17日及び平成22年8月10日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と陳述しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおり

の厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 2300166 号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 2300033 号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成30年6月29日は18万7,000円、同年12月28日は11万2,000円に訂正することが必要である。

平成30年6月29日及び同年12月28日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成30年6月29日及び同年12月28日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 平成元年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成30年6月29日
② 平成30年12月

A社に勤務していた期間のうち、請求期間①及び②に支給された賞与について、事業主が厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に当該期間に係る届出を行ったため、保険給付の対象とならない記録とされている。当該賞与から厚生年金保険料は控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳の写し、A社から提出された賃金台帳及び事業主の回答により、請求者は同社から請求期間①に18万7,000円、請求期間②に11万2,000円の標準賞与額に見合う賞与を支給され、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間②の賞与支給日については、上記賃金台帳において確認できる支給日から、平成30年12月28日とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の平成30年6月29日及び同年12月28日の賞与に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（令和4年9月27日受付）に提出し、厚生年金保険料についても納付して

いないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 30 年 6 月 29 日及び同年 12 月 28 日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 2300175 号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 2300031 号

第1 結論

1 請求者のA社における標準賞与額を、平成 23 年 8 月 10 日、同年 12 月 16 日、平成 24 年 8 月 10 日、同年 12 月 17 日及び平成 26 年 12 月 16 日は 17 万 5,000 円、平成 25 年 8 月 12 日及び同年 12 月 16 日は 16 万 6,000 円に訂正することが必要である。

平成 23 年 8 月 10 日、同年 12 月 16 日、平成 24 年 8 月 10 日、同年 12 月 17 日、平成 25 年 8 月 12 日、同年 12 月 16 日及び平成 26 年 12 月 16 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 23 年 8 月 10 日、同年 12 月 16 日、平成 24 年 8 月 10 日、同年 12 月 17 日、平成 25 年 8 月 12 日、同年 12 月 16 日及び平成 26 年 12 月 16 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

2 その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 53 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 平成 22 年 12 月 16 日
② 平成 23 年 8 月 10 日
③ 平成 23 年 12 月 16 日
④ 平成 24 年 8 月 10 日
⑤ 平成 24 年 12 月 17 日
⑥ 平成 25 年 8 月 12 日
⑦ 平成 25 年 12 月 16 日
⑧ 平成 26 年 12 月 16 日

請求期間において A 社に勤務し賞与を支給されたが、年金記録を確認したところ、請求期間に係る標準賞与額の記録がない。賞与が振り込まれた金融機関口座の通帳を提出するので、当該期間について記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間②から⑧までについて、請求者から提出された預金通帳の写し及び複数の同僚から提出された賞与明細書により、請求者は、請求期間②から⑤までは標準賞与額 17万5,000円に見合う賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料額より高い厚生年金保険料を、請求期間⑥及び⑦は標準賞与額 16万6,000円に見合う賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、請求期間⑧は標準賞与額 17万5,000円に見合う賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、それぞれ事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間②から⑧までに係る標準賞与額を、請求者から提出された預金通帳の写し及び複数の同僚から提出された賞与明細書により確認又は推認できる賞与支給額から、請求期間②、③、④、⑤及び⑧は17万5,000円、請求期間⑥及び⑦は16万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成23年8月10日、同年12月16日、平成24年8月10日、同年12月17日、平成25年8月12日、同年12月16日及び平成26年12月16日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについてはいずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間①について、請求者から提出された預金通帳の写しにより、平成22年12月16日にA社から3万円が振り込まれていることが確認できる。

しかしながら、A社における厚生年金保険の被保険者資格取得日が請求者と同じ平成22年7月16日である同僚から提出された明細書によると、同年12月16日に支給された3万円は賞与に係る評価期間を満たさないために支給された慰労金である旨の記載があるほか、事業主からは回答を得ることができず、当該慰労金の具体的な内容等については不明である。

また、厚生年金特例法第1条第1項には、事業主が被保険者の負担すべき保険料を源泉控除した事実があるにもかかわらず事業主が当該被保険者に係る保険料を納付する義務を履行したことが明らかでない場合、被保険者の資格の取得及び喪失の確認又は標準報酬月額若しくは標準賞与額の改定若しくは決定を行うものとする旨規定されているところ、事業主は請求期間に係る厚生年金保険料を控除したかは不明と回答しているほか、前述の同僚の明細

書によると、「総額支給額」及び「税引振込支給額」はいずれも3万円であり、当該慰労金からは厚生年金保険料を含む各保険料及び所得税は控除されていない。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①に賞与を支給され、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 2300077 号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 2300032 号

第 1 結論

請求期間について、訂正請求記録の対象者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名（継柄） : 女（子）

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 29 年生

住所 :

2 被保険者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 2 年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 20 年 9 月 15 日から昭和 23 年 11 月 7 日まで

私の父（訂正請求記録の対象者）の A 社の年金記録について、履歴書に記載された勤務期間と違っている。厚生年金保険の被保険者資格の喪失日は履歴書記載の退職日であると思われる所以、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者から提出された訂正請求記録の対象者の履歴書及び B 学校の任命状から判断すると、期間の特定はできないものの、請求期間当時、訂正請求記録の対象者が A 社において勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A 社は、請求期間当時の資料がないため、訂正請求記録の対象者の勤務実態及び請求期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除を含め社会保険の取扱いは不明である旨陳述している。

また、請求期間当時、A 社における厚生年金保険被保険者資格のある者のうち、照会可能な 37 人の同僚に照会し、15 人から回答及び陳述を得ることができたが、請求期間当時の同社の状況、訂正請求記録の対象者の勤務実態及び訂正請求記録の対象者の給与から厚生年金保険料が控除されていたか否かについて具体的な回答は得られず、当該期間に係る訂正請求記録の対象者の給与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認又は推認できる資料は得られなかった。

さらに、訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険被保険者台帳において、A社に係る被保険者資格の喪失日は、オンライン記録と同じ昭和 20 年 9 月 15 日であることが確認でき、請求期間に係る記載はない。

加えて、A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿（事業所記号番号：＊）は、「20. 10. 2 休止」との記載があることから昭和 20 年 10 月 2 日に同社を休止したと考えられるところ、同名簿において、訂正請求記録の対象者は昭和 18 年 12 月 26 日に被保険者資格を取得し、昭和 20 年 9 月 15 日に被保険者資格を喪失していることは確認できるが、当該記録のほかに訂正請求記録の対象者の氏名は確認できない上、同社は、上記の休止の後、昭和 20 年 10 月 2 日に厚生年金保険の適用事業所（事業所記号番号：＊）となっていることが確認できるが、請求期間における同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載される被保険者の中に訂正請求記録の対象者の氏名は確認できなかった。

また、請求者は、請求期間の厚生年金保険料控除が確認できる給与明細書等の資料がないと回答しており、ほかに、訂正請求記録の対象者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。